

2024年4月11日

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続について

経済産業大臣からの発言

平素より都市ガスのご利用ならび弊社には格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続について、弊社（新発田ガス株式会社）でも経済産業省資源エネルギー庁より交付決定通知を請け、2024年5月検針分（4月使用分）までの値引きを実施しております。

なお、3月29日、経済産業大臣から本事業の値引き期間と支援幅につき発言がありましたのでご案内致します。（下記※ 2024年6月検針分（5月使用分）について）

(1) 適用期間および値引き単価

【現行期間】適用ガス料金値引き単価

2023年10月検針分（9月使用分）～ 2024年1月検針分（12月使用分） 15円/m³（税込）



【継続期間】適用ガス料金値引き単価

2024年2月検針分（1月使用分）～ 5月検針分（4月使用分） 15円/m³（税込）

※ 2024年6月検針分（5月使用分） 7.5円/m³（税込）（6月使用分以降は未定）

当初期間	継続期間				縮小	未定…
…1月検針	2月検針	3月検針	4月検針	5月検針	6月検針	7月検針…
…12月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分	4月使用分	5月使用分	6月使用分…
▲15円/m ³	▲15円/m ³	▲15円/m ³	▲15円/m ³	▲15円/m ³	▲7.5円/m ³	未定

* なお、都市ガス年間契約量が1,000万m³以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

(2) お問い合わせ窓口

本事業の概要は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。下記の電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】 <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問い合わせ窓口】 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305 受付時間：全日 9時から 17時まで（年末年始を除く）